

京丹後市まちづくり委員会委員の役割

まちづくり委員会の目的

第1条 市民の市政への参加を促し、自治と協働によるまちづくりを推進するため、京丹後市まちづくり委員会を設置する。

自治と協働によるまちづくりを市全域で推進するための施策について審議し、答申をいただく組織として「京丹後市まちづくり委員会」を設置する。

まちづくり委員会の所掌事務

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議し、その意見を答申する。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 京丹後市まちづくり基本条例第32条の規定に基づき検討及び見直しに関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項について調査し、又は協議することができる。この場合において、その結果について必要に応じて市長に意見を述べることができる。
 - (1) まちづくりの課題等に関すること。
 - (2) 持続可能な地域づくりに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

委員会は、「自治と協働によるまちづくりの推進」に関する施策について調査・審議の上で答申をいただくとともに、各地域のまちづくりの課題に関することや持続可能な地域づくりを調査検討するほか、その進捗等に関して意見する役割も担っていただくものとする。

まちづくり委員会の構成

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 区長連絡協議会から推薦のあった者
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が適当と認める者
- 3 市長は、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条第3項 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

第7条第5項 会長は第2条の所掌事務を行うため、協議に際し必要な事項について、市長、関係職員等から説明又は助言を求め、求めることができる。

第7条第6項 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

少子高齢化、人口減少等で、本市には様々な課題や問題があり、近年、課題が複雑化している中で、より専門的な見地からの意見などを得られ、また議題内容によって、より円滑に調査審議できる仕組みがとれるように、知識経験を有する者、区長連絡協議会から推薦のあった者、各分野代表者、様々な世代や性別の者で構成している。また、調査審議いただく内容により、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うアドバイザーを設置することができる。